

1. 件名：大間原子力発電所の新規制基準適合性審査に関する面談について

2. 日時：令和2年10月8日（木）11時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

電源開発株式会社 原子力技術部 部長 他6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）から、地震・津波関連の各審査項目における審査資料の準備状況について、説明があった。また、本年7月3日に開催された第871回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における指摘事項について、本日提出資料に基づいて、それらの趣旨の確認があった。

(2) 原子力規制庁から、指摘事項の内容に係る認識を相互で確認し、文言等の適正化を求めるとともに、提出資料の内容について、審査会合における指摘の趣旨を踏まえ、以下の点に留意するよう求めた。

- ・ S1-81において、「相対的に隆起の速い領域」を大間崎付近としているが、赤川付近まで考慮すべきではないかと審査会合において指摘しているため、その旨明記すること。
- ・ S1-83において、「『更新世の地形発達過程の検討』については、地震動の審議に移った以降で、敷地周辺の地質・地質構造の審議に戻って、隆起の再現性を説明すること」とあるが、原子力規制庁より、「その必要があれば対応する」と発言しており、上記の説明を求めておらず、事実と異なる記載であるため、指摘事項リストより削除すること。

なお、地下構造のコメント回答に係るヒアリング実施の見込みについて電源開発から質問があり、指摘コメントの一部に回答できていないものがあったため、全ての指摘コメントに対する回答が取りまとめられた段階で、改めてヒアリング実施日を設定する旨、電源開発に伝えた。

(3) 電源開発から、審査会合における指摘事項の趣旨は確認できたこと、また、コメントリストについては修正したリストを次回ヒアリング等にて提示する旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係) (案)
【抜粋】